

(令和 7 年 4 月 24 日)制定

第九管区海上保安本部オープンカウンター方式実施要領

(目的)

第 1 条 この要領は、第九管区海上保安本部が実施するオープンカウンター方式により、物品の調達の見積合わせを行う場合の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 オープンカウンター方式とは、第九管区海上保安本部が会計法(昭和 22 年法律第 35 号)第 29 条の 3 第 5 項に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積合わせにおいて、相手方を特定することなく参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象)

第 3 条 本要領は、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。)第 99 条第 2 号から第 7 号に規定するもののうちで、第九管区海上保安本部が実施することが適当であると認められるものを対象とする。

○予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)【抜粋】(随意契約によることができる場合)

第99条 2 予定価格が 400 万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

3 予定価格が 300 万円を超えない財産を買い入れるとき。

4 予定賃借料の年額又は総額が 150 万円を超えない物件を借り入れるとき。

5 予定価格が 100 万円を超えない財産を売り払うとき。

6 予定賃借料の年額又は総額が 50 万円を超えない物件を貸し付けるとき。

7 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が 200 万円を超えないものをするとき。

(参加資格)

第 4 条 本要領に基づくオープンカウンター方式による見積合わせに参加できる者は以下の資格を有している者であること。

1 予決令第 70 条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りではない。

2 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

3 国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「関東甲信越地域」、「東海・北陸地域」の競争参加資格を有するものであること。又は国土交通省一般競争(指名競争)参加資格において、第九管区海上保安本部を希望していること。

なお、当該資格を有していない場合であっても、見積合わせ日から直近 5 年間で当本部と契約実績がある場合は、この限りではない。

4 第九管区海上保安本部長から指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

5 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する物又はこれに準ずるものとし、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

6 第 1 項から第 5 項の他、案件ごとに参加資格を設定している場合は、当該参加資格を有している者であること。

(見積り及び提出の方法)

第 5 条 見積り及び提出の方法は以下のとおりとする。

1 オープンカウンター方式による見積合わせを行うときは、第九管区海上保安本部ホームページ(以下「九本部 HP」という。)に支出負担行為担当官が指定する期間、公募する。

2 見積書の金額は、調達物品の本体価格のほか、運送等履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

3 見積者は、仕様書及び本要領、見積依頼書、第九管区海上保安本部入札・見積者心得を熟読し、承諾のうえ、見積書の作成・提出すること。

4 見積書を提出する場合は、参加する案件の見積書を締切日時までに九本部 HP 記載の担当窓口メールアドレスへ提出するものとする(ただし、押印省略した見積書に限る)。押印有りの場合は、原本が必要となるため、締切日時までに九本部 HP 記載の見積書送付先へ郵送又は持参にて提出するものとする。なお、提出の際は、担当者及び連絡先(電話番号及びメールアドレス)を明らかにすること。また、落札者となるべき者が二人以上あるときは、第 8 条の 2 記載のくじ引きにより契約者を決定するので、見積者は任意で設定した 000～999 の数字(くじ番号)を見積書に記載するものとする。

見積書の様式については、九本部 HP オープンカウンター方式見積合わせ掲示情報に掲載された案件毎の「見積書(オープンカウンター方式)」又は同 HP 様式 2「見積書(オープンカウンター方式)」からダウンロードし使用すること。

(見積書の無効)

第 6 条 次に掲げるもののいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- 1 見積りに参加する資格の無い者の見積書
- 2 件名又は作成日等、いずれかの記載を欠く見積書
- 3 記名を欠く見積書
- 4 金額を訂正した見積書
- 5 誤字脱字等により意思表示が不明確な見積書
- 6 同一の契約件名(同一見積合わせ日)に 2 通以上提出したもの
- 7 提出期限までに提出場所に到達しなかった見積書
- 8 第 7 条記載の承認を受けていない同等品での見積書

(同等品の選定について)

第 7 条 仕様書に同等品可の文言が記載されている物品は、同等品での見積りを行うことを可能とする。

ただし、同等品を選定する場合には、同等品確認申請書と、選定する同等品の規格や詳細が分かるカタログ等を入札審査係まで提出し、承認を受けてから見積書を作成すること。なお、承認を受けていない同等品での見積りは無効とする。

(契約の相手方の決定について)

第 8 条 有効な見積書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって見積りをした者を契約の相手方として決定する。なお、見積合わせ回数は、原則 2 回とする。

- 2 上記の業者が 2 者以上あるとき(同額の場合)

予決令第 83 条の規定の例に倣い、当該契約に関係のない職員にて「くじ引き」を実施し、契約業者を決定する。

- 3 予定価格の制限の範囲内の見積書の提出がなかった場合

予定価格の範囲内の見積書の提出がなかった場合は、見積書を提出した者に再度見積書の提出を依頼する。

- 4 見積書の提出がなかった場合

この場合につきましては、従来通り別途選定した者へ見積を依頼し随意契約の協議を行う又は、仕様等を変更の上、再度オープンカウンター方式による見積合わせを行うこととする。

(見積り結果の通知について)

第 9 条 オープンカウンター方式による見積合わせの結果については、入札審査係より契約業者へ「契約決定通知書」を通知する。

(オープンカウンター方式による見積合わせの資料及び様式)

第 10 条 オープンカウンター方式による見積合わせに関する資料及び様式は九本部 HP に掲載する。

(その他)

第 11 条 見積書作成・提出に要する費用等は参加者の負担とする。

2 都合により見積合わせを取止める場合がある。

3 契約の相手方を決定するため、見積合わせの参加者に対して追加資料の提出を求める場合があるので、これに従うこと。

4 見積者は、見積書を提出した後にこの要領、仕様書等についての不明を理由としての異議を申し立てることはできない。

5 本実施要領のほか「第九管区海上保安本部入札・見積者心得」によるものとする。